

株式会社エフ・ユー

有料職業紹介事業許可番号 / 13-ユ-130055

有料職業紹介事業に関する事項について

◆紹介報酬に関する事項

当社が紹介した候補者の採用を求人者が決定し、かつ当該候補者が求人者に入社した場合には、候補者の初年度の理論年収の50%を上限として求人者に対して紹介報酬を請求するもの。なお、理論年収とは、基本給、各種手当、賞与、報奨金等、候補者に支払われる報酬の年間総額とし、紹介報酬額については人材紹介基本契約書等により別途定めるものとする。

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 雇用関係成立後1ヶ月以内の退職 | 報酬の80% |
| (2) 雇用関係成立後3ヶ月以内の退職 | 報酬の50% |
| (3) 雇用関係成立後6ヶ月以内の退職 | 報酬の20% |

ただし、本人に対する求人者の処遇、その他の労働条件が、採用決定時の労働契約の内容と著しく異なったことに起因する場合はこの限りではない。また、返戻金制度は人材紹介基本契約書等により別途定める場合がある。